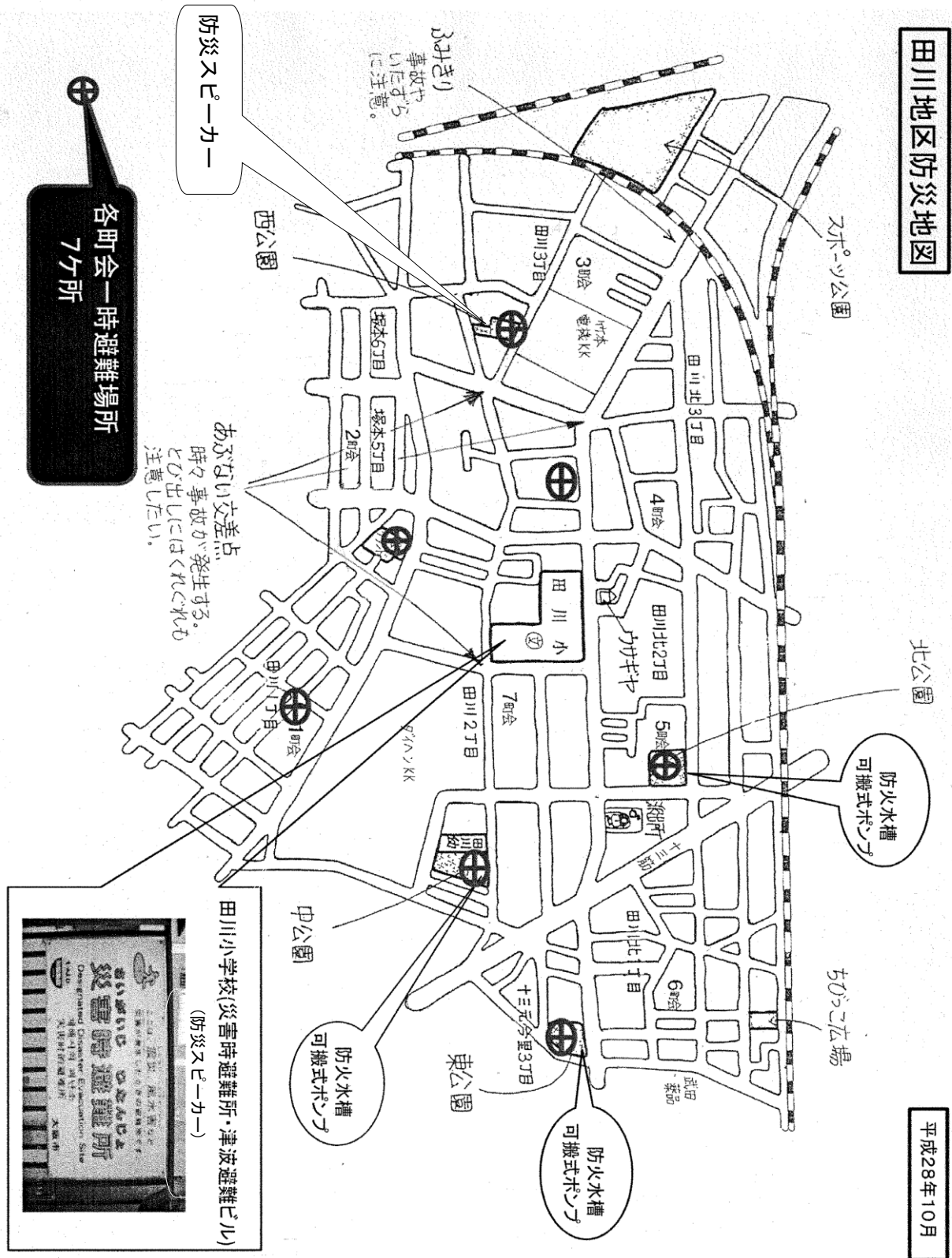


3 田川地区 防災マップ



4 淀川区災害対策本部

地震発生時の市、区災害対策本部等の設置は次のとおりです。

- (1) 大阪市域において震度5弱以上（大阪管区気象台発表）を観測したとき、大阪市災害対策本部を設置し、それに伴い淀川区災害対策本部を設置する。
- (2) 大阪市域において震度4以上（大阪管区気象台発表）を観測したとき、大阪市災害対策緊急本部を設置し、それに伴い淀川区災害対策緊急本部を設置する。
- (3) 地震による被害が発生するおそれがある場合において、大阪市災害対策緊急本部を設置するまでに至らないとき、または設置するまでの間、大阪市災害対策警戒本部を設置し、それに合わせて淀川区災害対策警戒本部を設置する。

